

第20回垂水市農業委員会総会会議録

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき、第20回垂水市農業委員会総会を開催したので、その内容を記録する。

開催日時 令和8年1月23日（金） 午前9時30分～午前9時55分

開催場所 垂水市市民館 2階 大会議室

委員の出欠状況 10名中10名出席

| 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 |
|----------|--------|----|----------|-------|----|
| 1 | 下瀬 秀 | 出 | 6 | 中条 裕二 | 出 |
| 2 | 村山 繁稔 | 出 | 7 | 池田 穰二 | 出 |
| 3 | 森永 みどり | 出 | 8 | 重吉 伸哉 | 出 |
| 4 | 瀬角 初美 | 出 | 9 | 永吉 浩幸 | 出 |
| 5 | 塚田 光春 | 出 | 10 | 葛 迫 巧 | 出 |

出席した事務局職員

農地係長 梶 原 剛
主 査 神 川 綾
主 査 榎 園 雅 司

他部局

農林課農政係 農地バンク担当

付 議 事 件

- (1) 農地法第3条許可申請について 【決】
- (2) 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 【決】
- (3) 非農地について 【決】
- (4) 遊休農地に関する措置の状況に関する調査による非農地
の意見決定について 【決】

議 事

| | |
|-----|---|
| 議 長 | [会長あいさつ] ※局長の欠席理由（議会出席のため）を説明 |
| 係 長 | [諸般報告] |
| 議 長 | <p>ただいまから、第20回総会を開催します。</p> <p>出席委員は10名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>議事録署名委員は、7番委員、8番委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は1ページと2ページになります。</p> <p>今月の許可申請は2件でございます。</p> <p>申請地を示した地図は別添の、1ページ、2ページになりますのでご覧ください。</p> <p>それでは説明をいたします。</p> <p>1番の譲渡人は、〇〇県の〇〇さん、譲受人は、△△府の△△さんで、本人の希望による、新規就農のための贈与での所有権移転となります。</p> <p>地図は1ページとなります。</p> <p>2番の譲渡人は、〇〇の〇〇さん、譲受人は、△△の△△さんで、本人の希望による、経営拡大のための贈与での所有権移転となります。</p> <p>地図は2ページとなります。</p> <p>1番の申請について補足で説明いたします。</p> <p>1番の譲受人は、県外に現住所を置いております。このことについて、事務局としましても相談の時点から、効率要件、農作業常時従事要件を満たせるかどうか、疑義が生じたので、この取り扱いについて、譲受人への聞き取りと、県農業会議にも数回にわたって相談・確認を行いました。</p> <p>その結果、譲受人は、これまでも、年の半分以上実家のある垂水市（申請農地と同じ地区）に夫婦で居住し、その間は、垂水市で農業に従事すること、譲受人が垂水市に居ない期間については、垂水</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>市に居住している子の世帯員等が農業に従事することをやり取り及び申請書により確認しております。</p> <p>これらから効率要件、農作業常時従事要件を満たせると判断しております。農業会義より、新規就農等について必要以上に要件を厳しくすることがないよう、助言も受けております。</p> <p>申請のさいに確認した要件を満たせない場合には、許可がおりないことは譲受人に十分説明し、理解と了承を得ております。</p> <p>譲渡人も、相続により農地を取得しており、県外に在住のため農地として耕作・管理することは困難であるとのことで、農地の処分について、事務局に相談してきており、今回の申請地の近くに住んでいる譲受人に農地の譲り渡しを打診された経緯があります。</p> <p>譲り受人は新規就農として、営農計画書も提出しております。</p> <p>今回の様に、相続した農地を耕作することができず、子や孫といった次の世代のことを考え、貸借ではなく、所有権を移転して、手放したいという相談は今後も増加していくと思われれます。</p> <p>各市協議会においても、同様の相談があると聞いております。</p> <p>以上、1番、2番の譲受人について、 申請書の記載内容の確認、審査では、労働力及び機械の確保状況、並びに農作業に必要な技術を有していると判断でき、 また申請地取得後は全部効率的な利用がなされる予定であり、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>次に、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>1番ですが、〇〇の〇〇さん、出身は農地と同じ地区の方です。ご実家には娘さん家族が住んでいらっしゃいます。お母様が施設に入ってらっしゃるもんですから、年の半分くらいは帰ってきていることを確認しています。</p> <p>該当の農地は、以前からお母様達が借り手作っているような場所らしくて、今回相談があったそうです。そして、息子さんもすぐ隣に住んでいらっしゃるので、耕作の方はなんとかなるのではないかと判断しました。</p> <p>以上で、いずれも問題はありません。</p> |
| 委 員 | <p>はい、2番の譲渡人は〇〇さん、譲受人は△△さんで、当人同士の希望による贈与によります、経営拡大のための贈与であり、なん</p> |

| | |
|-------------|---|
| | ら問題はありません。以上です。 |
| 議 長 | ただ今、事務局ならびに担当委員から説明がありましたが、これについて異議・質問はありませんか。 |
| 議 場 | 〔「ありません」の声あり〕 |
| 議 長 | 異議はございませんので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいですか。 |
| 議 場 | 〔「はい」の声あり〕 |
| 議 長 | 議案第1号は原案のとおり決定しました。 次に第2号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を上程します。 事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 (神川) | <p>議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、同法第19条第3項の規定に基づき、垂水市長より計画案に対する意見を求められておりますので、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は3ページから6ページとなります。 4ページをお開きください。</p> <p>今月は、利用開始日が令和8年3月31日付となる農地、31筆30,633㎡に係る促進計画案の提出がありました。 農地の内訳は、田が13筆9,523㎡、畑が18筆21,110㎡となっております。</p> <p>全て公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満園秀彦との契約となっております。</p> <p>4ページから5ページは新たに契約を開始する農地です。 1番、2番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。 3番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。 4番、5番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。 6番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。 7番から16番、借り人は〇〇さんで10年間の賃貸借です。</p> <p>5ページをお開きください。 17番、18番、借り人は株式会社〇〇で5年間の使用貸借です。 19番、借り人は株式会社〇〇で10年間の使用貸借です。 20番、21番、借り人は株式会社〇〇で10年間の賃貸借です。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>22番、23番、借り人は株式会社〇〇で10年間の使用貸借です。 24番、25番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。 26番、借り人は〇〇さんで10年間の使用貸借です。 27番、借り人は〇〇さんで10年間の貸貸借です。</p> <p>6ページをお開きください。耕作者変更となります。 1番、借り人は〇〇さんで7年5月の使用貸借です。 2番、借り人は〇〇さんで14年9月の使用貸借です。 3番、4番、借り人は〇〇さんで2年の使用貸借です。</p> <p>以上、これらの内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件を満たしております。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、これについてご異議等はありませんか。</p> |
| 議 場 | <p>〔「ありません」の声あり〕</p> |
| 議 長 | <p>異議等がございませんので、議案第2号について、原案のとおり承認することとしてよろしいですか。</p> |
| 議 場 | <p>〔「はい」の声あり〕</p> |
| 議 長 | <p>議案第2号は、各委員の意見のとおり決定いたしました。 次に議案第3号「非農地について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>議案第3号「非農地について」を説明いたします。 議案書は7ページ、8ページ、地図は別添の3ページ、4ページになります。</p> <p>今回は、非農地証明願によるものが2件となります。 受付番号1番 地図は3ページとなります。</p> <p>申請者 は 〇〇県にお住いの〇〇様で、 申請地 は 〇〇 字 〇〇 〇〇番〇 登記地目:畑 〇〇㎡ で、申請者は、申請地を相続により取得していますが、県外に住んでおり耕作が困難なため荒廃化しており、今後も垂水市に帰ってくる予定もなく、処分のため非農地証明願をだされたものです。</p> <p>申請地と、市道、浜平大都線と間には、ほかの方が所有する土地があり、道路に直接面していないこと、また、本城川側もほかの方が所有する土地であり、利便性は低いと思われます。</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>隣接する、地図で見る〇〇番〇は申請者の所有する宅地であり、この宅地は不動産業者を介して売りに出しています。仮にこの宅地が売れた場合は、申請地は四方をほかの方の所有する土地に囲まれてしまい、ますます利便性は低くなると思われます。</p> <p>このため申請地も含め宅地と一帯的に処分したいと不動産業者に相談したところ、不動産業者から農地のままでは取り扱えないとのことで、申請地の現状もふまえ非農地として地目変更が出来ないか証明願を出されたものです。</p> <p>立会人は県外居住者であり、日程の調整が難しいとのことでしたので、当日の立会はいただいておりますが、事前に事務局と本人と場所の確認をしております。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> |
| 委 員 | <p>はい。1月15日、私と5番委員と事務局2名で現地調査を行いました。申請人は〇〇さんで、現地について確認をしましたところ、申請された農地の周辺は住宅が点在した位置にあり、該当地は耕作放棄してから数年経過しており、竹等が生い茂り、原野となっております。今後農地としての復旧は見込めないため、非農地扱いとして支障はないと思われます。</p> <p>以上の理由から非農地として判断いたします。</p> |
| 事務局 | <p>受付番号2番について説明いたします。</p> <p>地図は4ページとなります。</p> <p>申請者は〇〇市の〇〇さんで、登記名義人は母親の〇〇さんとなっております。</p> <p>申請地は全部で8筆で、すべて隣接していますが、各筆はだんだん畑となっております。土手があり高さがことなっています。〇〇さんは夫から申請地を相続により取得していますが、病気等のため耕作が困難となり荒廃化しております。</p> <p>子の〇〇さんも市外に居住しており、耕作・管理は困難とのことで、今後のことを考え非農地証明願を出されたものです。</p> <p>なお、申請地は上野台地で農用地区域であり、農振法による制限をうけるため、事前に農林課農政係とも現地調査により状況を確認しております。</p> <p>非農地として判断すること、農地以外に地目変更されることについて、問題がないことは確認をとっております。</p> <p>ただし、農用地区域内であり、農振法による制限がかかることは申請者に対しても説明を行います。</p> |

| | |
|----|---|
| | また、非農地判断、登記簿上の地目変更と農振地区域から除外する手続き等は別になりますので、そのことも申請者には説明する予定です。以上です。 |
| 議長 | 担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 |
| 委員 | 2番は1月15日に私と6番委員と事務局2名で現地調査を行いました。 申請人は〇〇さんで、申請地について現地で確認しましたところ、申請された農地畑は、昔はモモやミカン等の果樹園として耕作されていましたが、10年以上前から耕作放棄地となっていることから、竹や雑木等が生い茂り、今後農地としての復旧は困難であることから、非農地扱いとして支障ないと考えます。 以上の理由から非農地として判断いたします。 |
| 議長 | ただいま、事務局並びに担当委員から説明がありましたが、これについてご異議はございませんか。 |
| 委員 | はい。1番の非農地の件ですけど、隣に住宅があるんですかね。 |
| 委員 | 建物があります。 |
| 委員 | 建物があれば、非農地としてしまえば、先々誰もいなくなれば、今後ご近所に迷惑がかかるんじゃないかと思うんですが。 |
| 委員 | 建物が、申請者の実家になります。 |
| 委員 | 横ですか？（「はい」と答える声あり。）後ろも？ |
| 委員 | 後ろは、ほかの方になります。そこは農業をしてらっしゃいますが、倉庫として使っています。 |
| 委員 | 迷惑が掛からなければいいんですが。 |
| 委員 | （隣の実家には）人は住んでいない。相続された時には、人が住むような状況でなかったそうです。 |
| 委員 | わかりました。 |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | ほかにありませんか。 |
| 議 場 | 〔「ありません」の声あり〕 |
| 議 長 | 異議ございませんので議案第3号は、事務局案のとおり決定いたしました。 次に議案第4号「遊休農地に関する措置の状況に関する調査による非農地の意見決定について」を上程いたします。 事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第4号「遊休農地に関する措置の状況に関する調査による非農地の意見決定について」を説明いたします。 令和7年7月から8月にかけて実施した農地利用状況調査において、「再生利用が困難と見込まれる農地」と判断された農地について、令和7年11月から12月にかけて再度確認を行っていただいたものになり、結果として、94筆、81,675㎡となりました。 非農地として決定された土地については、農地台帳の整理を行い、所有送付先の判明した所有者等に対し非農地通知書を送付すると共に、法務局等関係機関へ一覧を送付することとします。 以上です。 |
| 議 長 | ただ今事務局から説明がありました農地について、非農地と判断することについてご異議はありますか。 |
| 議 場 | 〔「ありません」の声あり〕 |
| 議 長 | 異議ございませんので議案第4号は、事務局案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、第20回総会を終了いたします。 |

会 長 原本確認済

署名委員 原本確認済

署名委員 原本確認済